

第 13 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和8年6月5日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 56 号

熊本県税条例等の一部を改正する条例の制定について

熊本県税条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和8年3月31日専決

熊本県知事 木村 敬

熊本県税条例等の一部を改正する条例

（熊本県税条例の一部改正）

第1条 熊本県税条例（昭和29年熊本県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（自動車税の環境性能割（法第145条第1号に規定する環境性能割をいう。附則第3条の2を除き、以下「環境性能割」という。）にあっては、自動車税事務所長）」を削る。

第23条第1項中「、環境性能割」を削り、「種別割」を「自動車税」に改める。

第99条第1項を次のように改める。

自動車税は、道路運送車両法（昭和26年法律第85号）第2条第2項に規定する自動車のうち、同法第3条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のもの（以下この節において「自動車」という。）に対し、その所有者に課する。

第99条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第99条の2第1項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「自動車の取得者及び」を削り、同条第2項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第100条第2項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第100条の2から第100条の8までを削る。

第101条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、「同項」の次に「（同号に係る部分に限る。）」を加え、同条第3項及び第4項中「種別割」を「自動車税」に改める。

第102条（見出しを含む。）、第103条（見出しを含む。）及び第104条（見

出しを含む。)の規定中「種別割」を「自動車税」に改める。

第105条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「新規登録」を「道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(次項、次条並びに第106条第1項及び第2項において「新規登録」という。)」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第4項本文中「種別割を」を「自動車税を」に、「収納計器」を「知事が指定した熊本県税証紙代金収納計器(以下この条において「収納計器」という。)」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、「収納印」の次に「(規則で定める形式の印影をいう。以下この条において同じ。)」を加え、同項ただし書中「種別割額」を「自動車税額」に改め、「納税済印」の次に「(規則で定める形式の印影をいう。)」を加え、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第5項及び第6項を次のように改める。

5 知事は、前項の規定により収納計器を指定し、又は取扱人を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。これらの指定を取り消したときも、同様とする。

6 第4項の収納印で著しく汚染し、又は毀損したものは、無効とする。

第105条に次の2項を加える。

7 前2項に規定するものを除くほか、収納計器の取扱いに関し必要な事項は、規則で定める。

8 第4項の申告書又は報告書が提出されなかったことにより、第3項の規定により自動車税を証紙徴収の方法によって徴収することができない場合には、当該自動車税の徴収については、普通徴収の方法による。

第105条の2の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「地方税関係手続用電子情報処理組織」を「法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織」に、「地方税共同機構」を「法第761条に規定する地方税共同機構」に、「当該登録」を「当該新規登録」に、「種別割」を「自動車税」に改める。

第106条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「自動車税」に、「移転登録」を「同法第13条第1項の規定による移転登録(以下この条において「移転登録」という。)」に改め、同項第5号中「第99条第3項」を「第99条第2項」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に、「第2項」を「前項」に改める。

第107条(見出しを含む。)、第107条の2の見出し及び同条第1項並びに第108条(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に改める。

第109条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第5号中「身体障害者等」を「身体又は精神に障害があるため歩行が困難な身体障害者、戦傷病者、知的障害者又は精神障害者で規則で定めるもの(以下この条において「身体障害

者等」という。)に改め、同項第7号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加え、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第4項中「種別割」を「自動車税」に、「運転免許証」を「身体障害者等又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免許証をいう。)」に改め、「免許情報記録個人番号カード」の次に「(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。以下この項において同じ。)」を、「特定免許情報」の次に「(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。)」を加え、同条第5項中「種別割」を「自動車税」に改める。

附則第3条の2を削る。

附則第6条の7及び第7条中「令和8年3月31日」を「令和13年3月31日」に改める。

附則第8条の5から第8条の12までを削る。

附則第9条の前の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第1項中「法第149条第1項第1号に規定する電気自動車」を「電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「次条第2項」を「次条第3項」に、「法第149条第1項第2号に規定する天然ガス自動車」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるもの」に、「法第149条第1項第3号に規定する電力併用自動車」を「内燃機関を有する自動車で併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。第1号及び次条第3項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第3項第1号において同じ。)又は石油ガス自動車(液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。次号、次項第3号及び第3項第1号において同じ。))に該当するものを除く。同項第2号において同じ。)で平成27年3月31日までに最初の道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録(以下この条及び次条第1項において「初回新規登録」という。)を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(2) 軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電

力併用自動車に該当するものを除く。第3項第3号において同じ。) その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成29年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

附則第9条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項第2号中「法第149条第1項第2号イに規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「法第149条第1項第2号ロに規定する平成21年天然ガス車基準」を「同法第41条第1項の規定により平成21年10月1日（同法第40条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に改め、同項第3号中「法第149条第1項第3号に規定する」を削り、同項第4号から第6号までを削り、同条第3項を次のように改める。

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第101条第1項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和8年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1) ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）第151条第1号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び附則第9条の3第1項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第149条第1項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和12年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和12年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の90を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和

2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第3号において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので総務省令で定めるもの

(2) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

(3) 軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの又は同項の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するものであって、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

附則第9条の2第1項中「第99条第2項」を「道路運送車両法第2条第5項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条第3項中「種別割」を「自動車税」に改める。

附則第9条の3（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

（アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正）

第2条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（昭和27年熊本県条例第50号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例

第1条中「の種別割」を削る。

第2条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条中「種別割（以下「種別割」という。）」を「自動車税」に改める。

第3条の見出し及び同条第1項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2項中「種別割」を「自動車税」に、「第100条の6第1項」を「第105条第4項」に改め、

同条第3項及び第4項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第5項中「種別割額」を「自動車税額」に、「第100条の6第1項」を「第105条第4項」に改め、同条第6項中「第100条の6第2項から第4項まで」を「第105条第5項から第7項までに」改める。

第4条第2項及び第5条中「種別割」を「自動車税」に改める。

(熊本県税災害減免条例の一部改正)

第3条 熊本県税災害減免条例(昭和38年熊本県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 削除

第6条の見出し中「の種別割」を削り、同条各号列記以外の部分中「の種別割(以下「種別割」という。))を削り、「種別割について」を「自動車税について」に、「種別割額」を「自動車税額」に改め、同条第1号中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第2号中「種別割額」を「自動車税額」に改める。

(熊本県自動車税事務所条例の一部改正)

第4条 熊本県自動車税事務所条例(昭和40年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「並びに附則第3条の2」を削る。

(熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例の一部改正)

第5条 熊本県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例(平成27年熊本県条例第57号)の一部を次のように改正する。

別表第2の2の項中「並びに地方税法附則第29条の10第1項の規定により知事が行うものとされた軽自動車税の環境性能割の減免」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(軽油引取税に関する経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に熊本県税条例第92条第1項若しくは第2項に規定する軽油の引取り、同条第3項の燃料炭化水素油の販売、同条第4項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第5項の炭化水素油の消費若しくは同条例第93条第1項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第92条第6項の規定に該当するに至った場合に

において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

- 3 第1条の規定による改正後の熊本県税条例の規定中自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 4 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 5 令和7年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 6 施行日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務は、なお従前の例による。
- 7 施行日前の代替自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割の免除については、なお、従前の例による。